

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年年6月22日	
宮崎県知事 河野 俊嗣 殿	
提出者	
住 所	宮崎市高千穂通二丁目6番14号
氏 名	神崎建設工業株式会社
	代表取締役 神崎 雄一郎
	電話番号 0985-25-1233
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	神崎建設工業株式会社
事 業 場 の 所 在 地	宮崎市高千穂通二丁目6番14号 宮崎県管内（宮崎市管内は除く）
計 画 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	総合工事業
② 事 業 の 規 模	4, 909, 681千円（前年度完成工事高）
③ 従 業 員 数	48 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事及び新築工事 廃プラスチック類・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 安定型混合廃棄物→最終処分業者に委託して埋立処分 紙くず・繊維くず→中間処理業者に委託して再資源化・焼却後埋立処分 木くず→再生処理業者へ委託→木材チップとして再資源化 がれき類→再生処理業者へ委託→再生碎石として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 代表取締役社長 ↓ 工事部：工事部長（産業廃棄物管理担当者） ↓ 工事部：各作業所長 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・委託処理業者の現地確認			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥については、杭残土処理分。 ・がれき類、金属くず、木くず、汚泥については、中間処理後再資源化を行う業者へ委託し、再資源化を図った。 ・紙くずについては、再生可能な物は、再資源化を図った。		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・材料納品時の梱包材の簡素化の改善 ・分別の徹底を実施し、混合廃棄物の排出量を低減する。 ・前年同様、再資源化を行う業者の委託を徹底し、がれき類については、可能な限り優良処理業者への委託を実施する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック・金属くず・木くず・がれき類はそれぞれに分別保管		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所条件が可能な限り上記以外の産業廃棄物も分別容器を設置して分別につとめる。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度 ）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし。		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし。		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし。		
②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。		

	②計画	【目標】 別紙のとおり		
		産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・再生利用可能な廃棄物については、再生利用業者への処理委託を徹底し、がれき類については、可能な限り優良処理業者への委託を実施する。 ・委託処理業者には、定期的に現地確認を実施する。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

[illegible]